

香川県住宅用太陽光発電補助金のご案内

(香川県住宅用太陽光発電設備等導入促進事業補助金)

県では、住宅用太陽光発電システム及び住宅用蓄電システムを設置する場合に、その経費の一部を補助します。

□補助対象

- ① 住宅用太陽光発電システムを設置する場合
- ② 住宅用太陽光発電システムを設置している住宅に住宅用蓄電システムを設置する場合
- ③ 住宅用太陽光発電システムと住宅用蓄電システムを同時に設置する場合

- ・ 工事着工前(建売住宅の場合は引き渡し前)に県の交付決定を受ける必要があります。
- ・ 蓄電システムは、電力会社と10kW未満の電力受給契約をしている太陽光発電システムと連携する必要があります。

□補助金額

住宅用太陽光発電システム **2万円/kW** (上限8万円(4kW)、千円未満切り捨て)

ただし、増設の場合には、県補助金を受けた既設分を含めて8万円まで

住宅用蓄電システム **設備費(本体価格)の1/10** (上限10万円、千円未満切り捨て)

□申請等の手続き

必要書類を、提出期限内に下記の提出先まで送付してください。

詳細は、県ホームページ「香川の環境」でご確認ください。(http://www.pref.kagawa.lg.jp/kankyo/)

※設置業者など手続代行者による提出も受け付けます。

◇ 申請の受付期間:平成31年4月15日(月) ~ **令和元年10月31日(木)【必着】**

◇ 実績報告書の提出期限:令和2年3月31日(火)【必着】(設置後、速やかに提出ください。)

□提出・問合せ先

〒760-8570 高松市番町四丁目1番10号
環境森林部環境政策課 地球温暖化対策グループ
電話: 087-832-3851(直通)

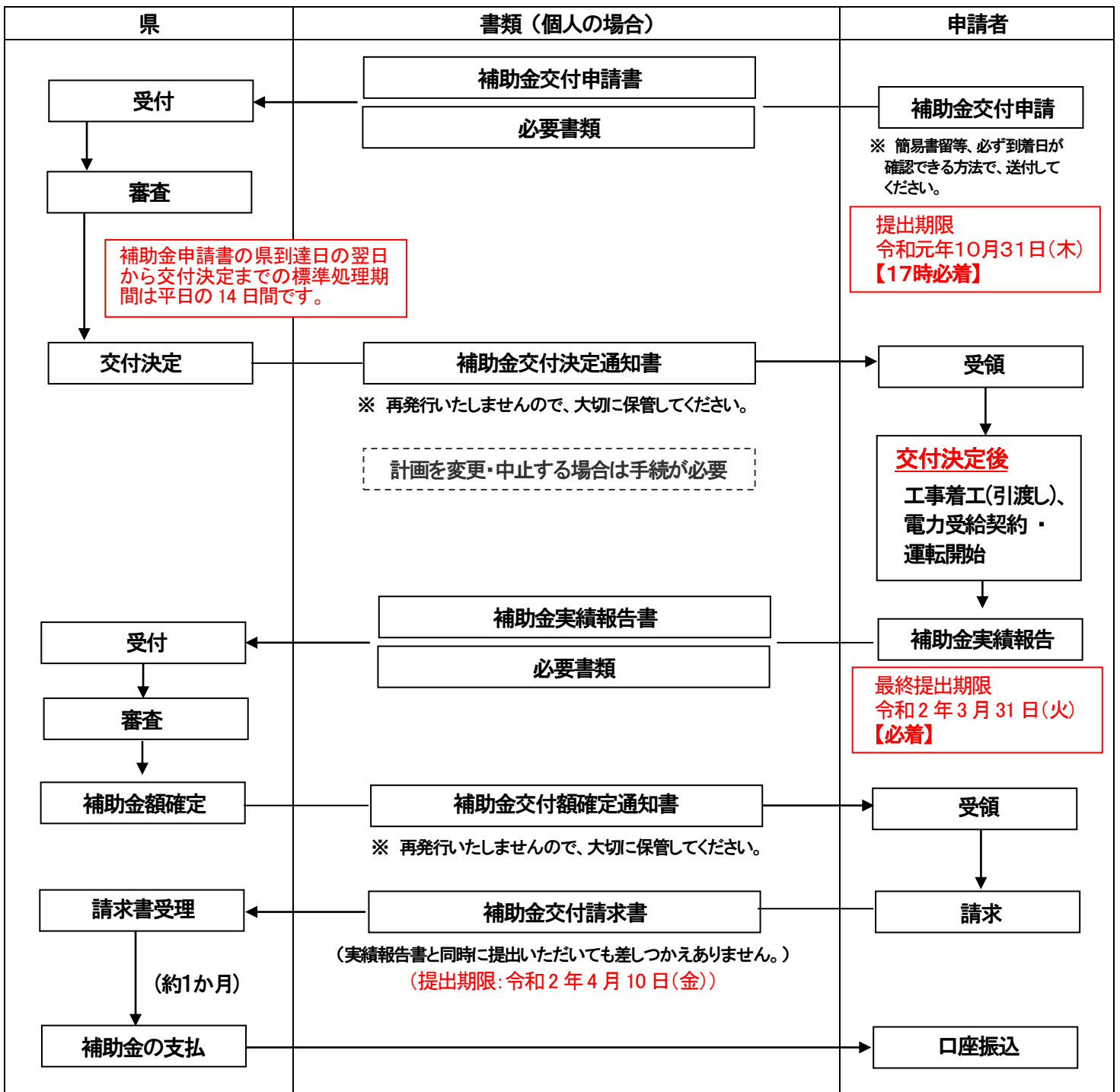
受付時間: 9:00~12:00、13:00~17:00 (土曜、日曜、祝日、年末年始を除きます。)

- ・書類の提出は、原則として郵送(配達を確認できる簡易書留など)のみとなります。
- ・持参の場合は、書類の受け取りのみとなります。(その場での審査は行いません。)

□対象となる条件

- ① 県内の住宅(店舗、事務所等との兼用を含む)に未使用の住宅用太陽光発電システム及び住宅用蓄電システムを設置(設置された建売住宅の購入を含む)する個人(個人事業主を含む)、法人、または区分所有法で規定する管理者であること
- ② 電力会社と10kW未満(増設の場合は既設分を含む)の太陽光発電設備の電力受給契約を締結すること
- ③ 蓄電システムについては、経済産業省による「ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)支援事業」の対象機器として登録されているものであること
- ④ 県税(個人住民税を含む)の滞納がないこと
- ⑤ 暴力団員等でないこと(香川県補助金等交付規則第5条の2各号のいずれにも該当しないこと)

□手続の流れ



※ 必要書類の詳細については、県ホームページまたは「手続の手引き」でご確認ください。